

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 推進体制について

1) 中心市街地活性化室・「座」「結」の設置

大津市では、中心市街地の活性化に向けた施策を推進するためのセクションとして、平成15年4月に「中心市街地活性化室」を設置し、同年6月には現地での活動支援、調整を行う窓口として、社会教育会館内に「座」を開設した。平成17年にはセクションの名称を「都市再生室」に変更、平成18年4月の明日都浜大津のグランドオープンとあわせて、明日都内の拠点となる「結」を開設し、中心市街地活性化に向けた情報交換・発信や各種団体等との調整を担っている。

平成19年4月からは、都市再生課に昇格し、中心市街地の活性化施策を推進している。

2) 個別事業の推進体制

大津駅西第一土地区画整理事業は、市街地整備課に大津駅西地区整備係を新たに発足し、推進を行なっている。

産業政策課の商業振興係で、平成19年度にナカマチ商店街の「おもちゃのやかた遊遊館」を「まちなか交流館」へのリニューアル工事を進めている。

3) 大津市都市再生本部の設置

大津市では、中心市街地を含む都市再生が市の重要な課題であるとの認識のもと、副市長を本部長とし、各部局の部長からなる「大津市都市再生本部」を平成18年8月に設置し、中心市街地活性化基本計画の策定に向けた検討を行い、平成19年11月26日の都市再生本部で最終原案を取りまとめた。

表 15 大津市都市再生本部の体制 本部長 副市長 副本部長 技術統括監

| 部 局 | 本 部 員 | 幹 事 |
|-------|-------|-----------------------------|
| 政策調整部 | 部 長 | 企画調整課長 |
| 総務部 | 部 長 | 総務課長 |
| 市民部 | 部 長 | 自治振興課長 長等支所長 逢坂支所長 中央支所長 |
| 健康福祉部 | 部 長 | 健康福祉政策課長 |
| 産業観光部 | 部 長 | 産業政策課長 |
| 環境部 | 部 長 | 環境保全課長 |
| 都市計画部 | 部 長 | まちづくり政策課長 |
| 建設部 | 部 長 | 交通・建設監理課長 |
| 企業局長 | 局 長 | 企業総務課長 |
| 教育委員会 | 教育部長 | 教育総務課長 |
| 消防局 | 消防局長 | 消防総務課長 |

4) 部長会、政策調整会議での推進体制

平成 19 年 5 月の部長会での庁内周知、7 月での政策調整会議での勉強会と中心市街地活性化基本計画素案を提示して意見をもとめ、8 月には、個別事業の各所属ヒアリングを行い事業を精査した。

5) 関係課長会議・若手職員ワーキンググループの設置

大津市中心市街地活性化基本計画を策定するに当たって、整備目標案を検討するとともに、具体的な事業の検討、調整を行うための関係課長会議及び若手職員ワーキンググループを平成 19 年 1 月に設置し、6 回の議論を重ね、計画内容の検討を行ってきた。

(構成メンバー)

企画調整課、情報システム課、産業政策課、観光振興課、まちづくり政策課、都市景観課、市街地整備課、住宅課、交通・広域事業調整課、道路建設課

(2)大津市議会における中心市街地活性化に関する審議の内容

大津市議会における、まちづくり三法の改正やそれに伴う市の中心市街地活性化に向けた取り組みについての質問に対し、下記のように答弁している。

表 16 大津市議会審議内容

| 開催日 | 審議内容(要旨) |
|--------------------|--|
| 平成 18 年 9 月定例会 | 質問内容 「今回のまちづくり三法の改正をどのように受け止めているのか、また新しい活性化計画策定についてはどうするのか。」 答弁内容 「まちづくり三法の改正に即応するため、本市では中心市街地活性化策を再検討し事業の調整を行うため、本年 8 月に助役を本部長とし、各部局長を本部員とする都市再生本部を立ち上げたところである。 中心市街地活性化基本計画については、今回の法改正により内閣総理大臣の認定が必要になったことから、国により示された基本方針に沿うよう改定作業を進めたい。」 |
| 平成 18 年 12 月定例会 | 質問内容 「明日都浜大津がまちなかの再生の拠点として本格的なスタートを切ることができたと市長は所信表明で述べられているが、中心市街地の活性化をどのように捉えているのか。」 答弁内容 「本市では、まちづくり三法の改正を受け、新たな中心市街地活性化基本計画の策定を進めている。今回の計画策定は、多方面の参画のもとに十分な協議が行われ、基本計画が円滑かつ確実に実施できるよう、地域ぐるみで取り組むことが重要である。 これを受け、先般大津商工会議所が設置した中心市街地活性化協議会や本市で |

| | |
|-------------------|---|
| | <p>近く設置を予定している中心市街地活性化基本計画策定委員会に近隣の大規模小売店や商店街の代表、まちづくり団体や公募委員などが参画する中で、にぎわい創出に向けた効果的な取り組みを検討し、中心市街地における商業活性化やまちなか居住の推進などに努めていく。」</p> |
| 平成 19 年 2 月定例会 | <p>質問内容 「まちづくり三法改正にともなう新中心市街地活性化基本計画の検討状況はどのようなになっているのか。」</p> <p>答弁内容 「今回の計画は、行政による事業だけでなく、個人あるいは事業者など多様な事業主体の参画が求められており、計画の達成度合や数値目標の設定など、確実に実行できる事業をあげ、活性化の指標を明確に示さなければならない。 このことから、国の補助制度の活用策や制度の周知、更には、ニーズ調査を行った上で、商工会議所や商店街が主体的に取り組む事業を求めている。 また、これらの作業とともに、認定を受けることによるメリットやデメリットについても十分に検討を加えながら、法定要件である協議会やまちづくり会社の設置等に取り組む、平成 19 年度内には認定を受けたいと考えている。」</p> |
| 平成 19 年 6 月定例会 | <p>質問内容 「大津市において中心市街地活性化基本計画を策定し、国支援の認定申請をすすめているようだが、現段階での進捗状況はどのようなになっているのか。」</p> <p>答弁内容 「平成 18 年度、学識経験者や公募委員等からなる計画策定委員において、基本方針や現状分析を含めた素案を作成した。 現在、計画策定の上で、重要な要素である民間企業等の事業参画を促すため、説明会の開催や啓発事業に積極的に取り組んでいる。「まちづくり会社」の設立や中心市街地活性化協議会設置等条件が整い次第、速やかに申請できるよう鋭意努力したい。」</p> |

平成 19 年
9 月定例会

質問内容

「①主な公共事業は②現在までの協議会設立に向けた進捗状況は③市のまちづくり会社に対する資本金の規模や参画する企業見込は④市の出資に対する考え方 ⑤市としてのまちづくり会社にどのように関わり、どのような役割を期待するか⑥本市の計画が認定された場合の国の支援措置はどういう点に重点をおいた内容か。」

答弁内容

「まず、中心市街地活性化基本計画についてですが、現在、策定作業は最終段階に入っており、年内には国への申請を行い、年度内に認定が受けられるよう最大限の努力をいたしております。計画の主な事業についてであります。公共事業では、大津駅西第一土地画整理事業、住宅市街地総合整備事業、社会教育会館再生事業などがあり、民間事業では、町家を生かした店舗づくりや集客施設の誘致などが計画されています。中心市街地活性化法で定められた法定協議会の設立につきましては、大津商工会議所において、法定協議会の前段階となる準備会を 8 月末に発足していただきました。来年 1 月には法定協議会が設置される見込みです。

また認定を受けるために重要な条件のひとつとなる「まちづくり会社」につきましては、事業内容の検討も含め、来年 1 月を目処として、発足のための準備を大津商工会議所とともに進めており、資本金規模は 3 千万円程度になると見込まれています。既に数社から問い合わせもあり、最終的には多くの企業が参画していただけると考えております。本市としても、まちづくり会社が中心市街地の活性化のための様々な事業に参画されるよう協力するとともに、出資等、まちづくり会社に対し、積極的な支援を考えたいと存じます。次に、国の支援措置につきましては、民間事業に対する助成制度や税制特例等に重点をおいた内容となっております。

中心市街地のにぎわい回復が、多様な歴史文化をはぐくんできた市内各地域の活性化をもたらすとともに、大津市全体のバランスのとれた発展につながるために、ワークショップやフォーラムなど、中心市街地での取り組みの経験を各地域で生かしていただけるよう、積極的に取り組んでまいりたいと存じます。」

| | |
|----------------------------|---|
| <p>平成 19 年 12 月定例会</p> | <p>質問内容 1</p> <p>「①区域内交通網はどのようにお考えかについて②区域内居住推進はどのようにお考えかについて③“まちづくり会社”所有の施設・設備機器などのメンテナンス費用はどのようにお考えかについて④やはり“まちづくり会社”は第 3 セクター方式となるので市民・議会の理解が大事であると考えますが、どうかについて」</p> <p>答弁内容 1</p> <p>「中心市街地活性化についてのうち、まず、区域内の交通網はどのようにお考えかについてであります。公共交通の利用促進や本市が実施してまいりました都市計画道路の整備をはじめパークアンドライド事業、さらには歩行者安全対策としてのバリアフリー事業と併せて、特に中心市街地へのアクセス向上を図ってまいりたいと考えております。次に、区域内居住推進はどのようにお考えかにつきましては、面的整備として取り組んでおります大津駅西第一土地区画整理事業や大津駅西地区市街地再開発事業のほか町家等の修理修景を促進するための助成制度を創設し、住んでみたい、住みつづけたいと感じる町並み整備事業などを展開して区域内居住の推進をしてまいりたいと存じます。また、まちづくり会社の所有の施設・設備機器などのメンテナンス費用はどのようにお考えかにつきましては、他都市で行なわれているような商店街のアーケードなど大規模な整備事業をまちづくり会社が直接行うといったことは、現在のところ計画しておりません。したがって、会社の保有する施設の維持管理費用が大きな負担になるものとは考えておりません。最後に、“まちづくり会社”は第 3 セクター方式となるので市民・議会の理解が大事であると考えますが、どうかについてであります。が、会社設立に関しましては、市議会への説明や住民説明会を実施する一方、ホームページなどを通じて広く市民に情報公開するとともに、市議会に対しましては、会社の経営状況を報告し、市民の皆さまのご理解とご支援を得るよう努めて参りたいと存じます。」</p> |
| | <p>質問内容 2</p> <p>「①社会教育会館の活用について②行政が果たすべき役割について」</p> <p>答弁内容 2</p> <p>「中心市街地活性化についてのうち、社会教育会館の活用につきましては、平成 16 年度より、「大津まちなか元気回復委員会」など、地域で活動する住民の皆さまと、活用内容の検討を重ねてまいりました。また、検討した結果は、市民フォーラム等を開催し、市民の皆さまの理解を得てきたところであります。具体的な内容につきましては、例えば「行列ができるようなお店」や、「おいしい料理が味わえるレストラン」、あるいは「市民が交流する場」など、中心市街地における新しいにぎわい拠点として整備したいと考えております。社会教育会館の活用が、新たな観光スポットとして、あるいは市民の皆さまに親しまれるものとなることにより、中心市街地の活性化に大きく貢献すると確信しております。</p> <p>これらの事業は、本市において施設を整備した後、まちづくり会社により運営することとして考えておりますが、どのような方法が、まちづくり会社の安定的な経営と活性化の推進にとって、最も望ましいか、今後、慎重に研究してまいりたいと存じます。</p> <p>次に、中心市街地の活性化において、行政が果たす役割についてであります。本</p> |

市では、まちなかをイルミネーションの灯りで飾ったり、食をテーマとしたイベントを開催するなど、これまで、「大津まちなか元気回復委員会」をはじめ、多くの市民の皆さまと、様々な活性化事業に取り組んでまいりました。また、本市の仲介により、町家を活用した、大学生と住民の交流拠点を龍谷大学が開設されることも決定いたしております。まちづくり会社の設立は、このような市民やまちづくりに関わる団体だけではなく、意欲のある企業や経済団体が、まちづくりに積極的に参画し、新たな活性化の取り組みを生み出す機会にもなるものと存じます。今後の中心市街地活性化事業では、まちづくり会社とその中心的な役割を果たすこととなりますが、大津市は、中心市街地活性化基本計画が実現できるよう、様々な施策を総合的に講じるとともに、まちづくり会社や企業、商店街、大学、住民などが活性化事業に積極的に取り組めるように支援してまいりたいと存じます。」

質問内容 3

「平成20年からの中心市街地活性化計画について」

答弁内容 3

「中心市街地活性化についてのうち、平成20年からの中心市街地活性化計画についてのお尋ねですが、明日都浜大津の場合はバブル経済の崩壊という特殊な社会事情が背景にあり、テナントの撤退という事態に至りましたが、結果的には現在のような再生が出来たわけであります。当然、今回の中心市街地活性化基本計画では、こういった再生に至る経験も活かしてまいりたいと存じます。

次に、まちづくり会社の設立につきましては、今後、中心市街地の活性化事業に取り組む上で、これまでのような行政中心ではなく、事業者がより幅広く参画した形で事業が推進するために、大きな意義があると考えております。また、まちづくり会社は、計画実施に向けての調整、民間事業の掘り起こしやアドバイスなどを担い、これまでになかった新しい取り組みや民間と連携した事業を進めるなど大きなメリットがあると存じます。次に、中心市街地活性化基本計画の主旨は、住みよいまちを作っていくことであり、住民からの観点も含めて様々な事業を計画的に実施することが、若い方から高齢の方までの誰もが「住み続けたいまち」あるいは「訪れたいまち」を実現することとなり、中心市街地として賑わいと魅力ある都市の再生につながるものと考えております。」

(3) 中心市街地活性化に関する検討の場の設置状況

1) 大津市中心市街地活性化基本計画策定委員会による検討

大津市が策定する基本計画に対する案の提言を行うため、学識者、地域代表、商業者、民間事業者などによる「大津市中心市街地活性化基本計画策定委員会」を平成18年12月に設置した(事務局・大津市)。平成18年12月から平成19年3月までの計4回開催し、まちづくり三法の改正内容の共有や、基本計画骨子の検討を行った。

表17 大津市中心市街地活性化基本計画策定委員会の開催経過

| 回数 | 日時 | 議事内容 |
|-----|-----------------|---|
| 第1回 | 平成18年 12月22日 | <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり三法の改正と中心市街地活性化基本計画について ・大津市における中心市街地活性化基本計画策定について ・今後の委員会の進め方について |
| 第2回 | 平成19年 1月26日 | <ul style="list-style-type: none"> ・大津市中心市街地活性化基本計画策定の背景と目的 ・計画策定の前提 ・基本計画策定の概要 |
| 第3回 | 平成19年 2月23日 | <ul style="list-style-type: none"> ・大津市中心市街地活性化基本計画(骨子)の検討 (中心市街地の区域設定の考え方、事業計画の内容) ・事業計画の事例について |
| 第4回 | 平成19年 3月19日 | <ul style="list-style-type: none"> ・大津市中心市街地活性化基本計画骨子(案)について ・委員会でのとりまとめについて ・今後の方針について |

表18 大津市中心市街地活性化基本計画策定委員会委員名簿

| 区分 | 氏名 | 所属 |
|------|-------|---------------------|
| 委員長 | 高田 昇 | 立命館大学政策科学部教授 |
| 副委員長 | 酒井 英夫 | 中央学区自治連合会長 |
| 委員 | 青山 菖子 | 大津の町家を考える会会長 |
| | 秋山 勉 | 大津市都市計画部長 |
| | 磯村 満雄 | 逢坂学区自治連合会長 |
| | 上田 良平 | 特定非営利活動法人大津祭曳山連盟理事長 |
| | 奥村 憲治 | 商店街代表 |
| | 川口美智子 | 市民公募 |
| | 小杉喜代和 | (株)平和堂 アルプラザ大津店長 |
| | 田中 伸也 | (株)西友 大津店長 |
| | 塚本 美子 | 市民公募 |
| | 辻 徹男 | 浜大津都市開発(株) 執行役員 |
| | 富永 良子 | 京都芸術デザイン専門学校教員 |
| | 林 賢治 | 長等学区自治連合会長 |
| | 三上 征次 | 大津商工会議所代表 |
| | 谷内野耕一 | 商店街代表 |
| | 山田マリ子 | ナす美の会 |
| | 山田 実 | 大津商工会議所代表 |
| | 八森 茂樹 | 商店街代表 |

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

大津市中心市街地協議会は、事業を担う主体とその関係者を中心に構成し、計画の検討から、進行管理、各年度の事業計画立案を統合的に行なう。

(1) 大津市中心市街地活性化協議会の概要

1) 「大津市中心市街地活性化協議会」の設置

中心市街地活性化法第 15 条にもとづいて、大津商工会議所、株式会社まちづくり大津をはじめ、大津市を含むまちづくり団体や商店街、民間事業者など、「都市機能の集約」及び「まちなかのにぎわい回復」に向けて必要な構成員を検討し、「大津市中心市街地活性化協議会」を設置した。

2) 組織の概要

中心市街地の活性化に幅広い関係者が参画して、基本計画に盛り込むべき事業などについての協議を行ない、大津市が基本計画を策定するために意見を述べるとともに、認定を受けた基本計画に記載された事業を、一体的かつ円滑に実施するために必要な事項についての協議を行なう。

3) 役割

- ①各年度に実施する事業の協議
- ②各種事業間の企画・調整
- ③活性化事業の市民への広報及びコンセンサス形成
- ④調査等の実施
- ⑤直営活性化関連事業の実施（イベント等）

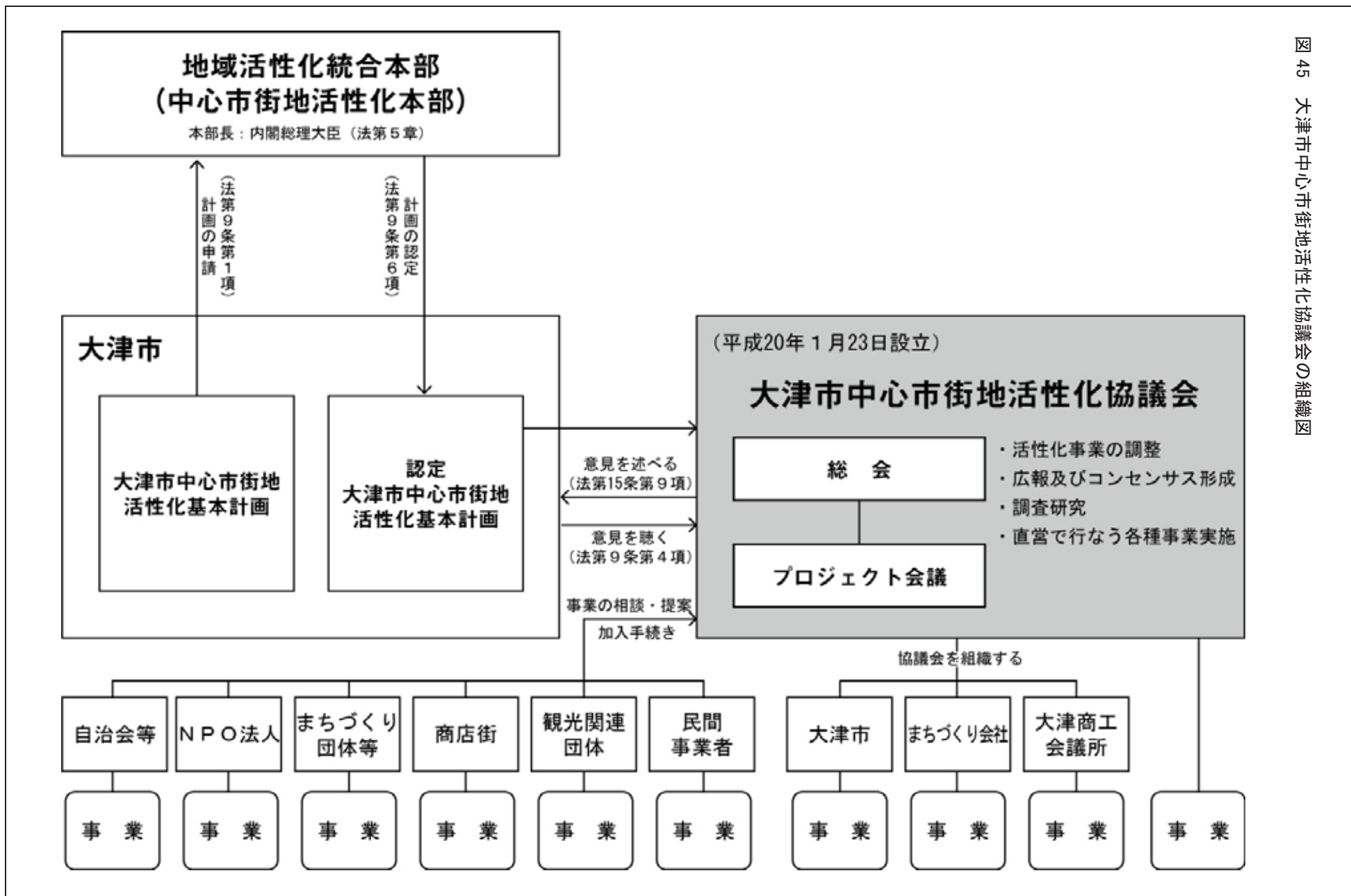
4) 構成員

多様な民間団体の参画により構成される。主に活性化事業を行なう者。（法第 15 条第 4 項、第 5 項の規定）

5) 設立年月日

平成 20 年 1 月 23 日設立（株まちづくり大津創立総会と同日に設立）

図 45 大津市中心市街地活性化協議会の組織図



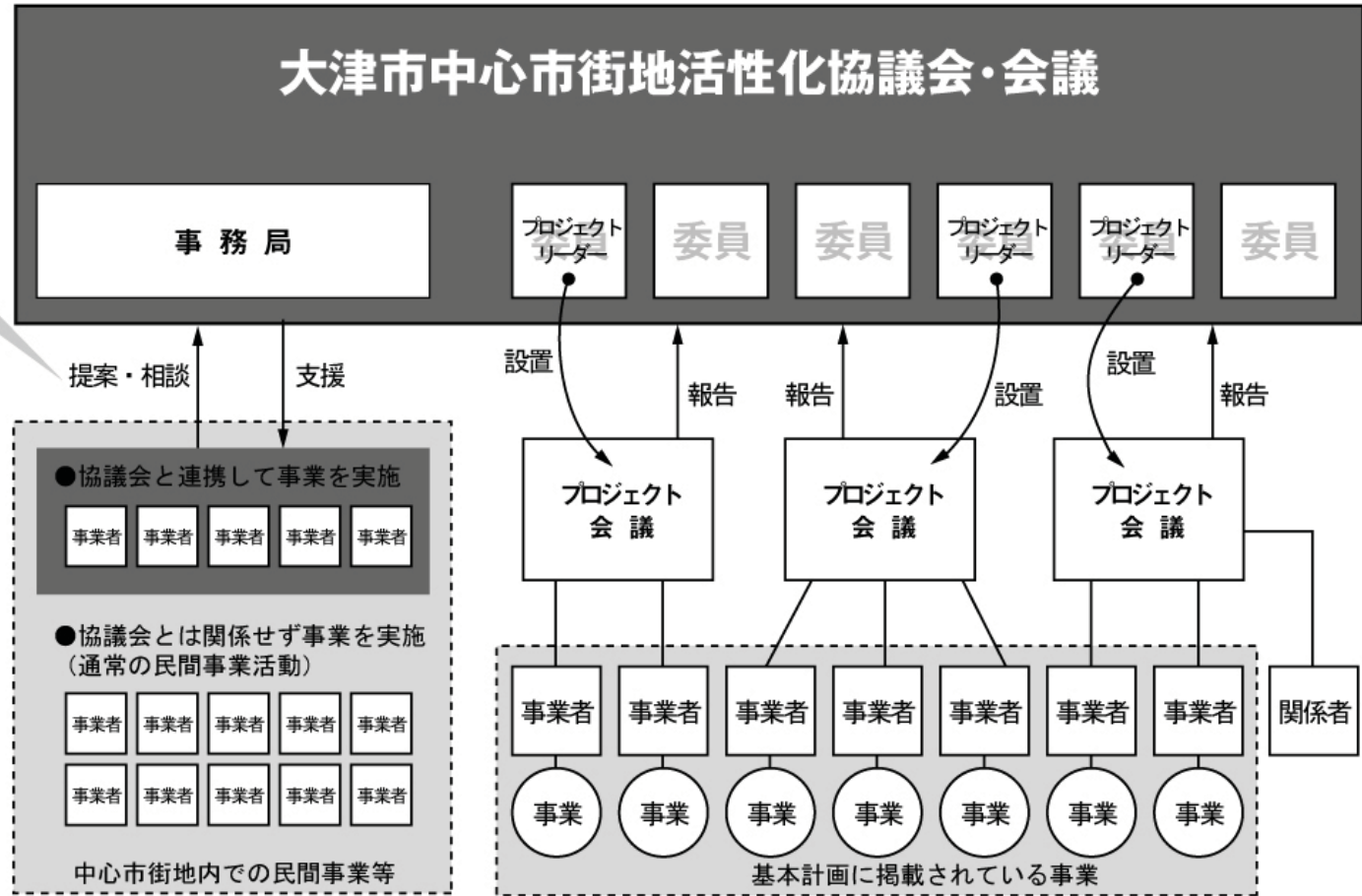
●プロジェクト会議のしくみ

■プロジェクト会議とは

- ・協議会委員がプロジェクトリーダーとなりプロジェクト会議を設置
- ・プロジェクトリーダーは協議会に協議内容等を報告
- ・事業実施の主体・内容および責任・体制は、プロジェクト会議内で具体化し協議会に報告

■民間事業者が協議会に相談するメリット

- ・広く事業をアピール
- ・事業実施の調整（関係者調整をスムーズに）
- ・補助金活用
- ・各事業間の連携による相乗効果



大津市中心市街地活性化協議会設置規約

(設 置)

第1条 大津商工会議所及び株式会社まちづくり大津は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で大津市中心市街地活性化協議会を設置する。

(名 称)

第2条 本会の名称は、大津市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目 的)

第3条 協議会は、法第9条第1項の規定により大津市が作成しようとする中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施について協議するとともに、必要に応じてその事業を実施し、大津市の中心市街地の活性化（以下「中心市街地活性化」という。）の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的とする。

(公表の方法)

第4条 協議会の活動内容は、広く大津市民の意見を反映させるため、協議会のホームページにおいて公表するほか、大津市広報及び大津商工会議所等のホームページへの掲載において行う。

(活 動)

第5条 協議会は、第3条の目的を達成するため、法第15条第9項の規定に基づき意見を述べるほか、次の掲げる事項について検討し、及び審議し、並びにそれらに係る事業を実施する。

- (1) 中心市街地活性化に係る事業の総合調整
- (2) 中心市街地活性化に関する構成員相互の意見調整及び情報交換
- (3) 中心市街地活性化に向けた勉強会及び研修会の実施並びに情報交換
- (4) 中心市街地活性化に関する調査研究の実施
- (5) 前各号に掲げるもののほか、中心市街地活性化に寄与する活動

(構成員等)

第6条 協議会は、次の掲げる者をもって構成する。

- (1) 大津商工会議所
- (2) 株式会社まちづくり大津
- (3) 大津市
- (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

2 前項第4号に規定する者で、同号に規定する者でなくなつたとき、又はなくなつたと認められるときは、協議会の構成員でなくなるものとする。

(組織等)

第7条 協議会は、次に掲げる者をもって組織するものとし、協議会の委員は、会長が委嘱する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 委員
- (4) 監事 2名

2 会長は、委員の中から互選により選任する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名し、協議会の同意を得て選任する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等あるときは、その職務を代理する。

6 監事は、協議会の事業及び運営等を監査し、その結果を協議会に報告するものとする。

7 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(顧問)

第8条 協議会に顧問をおくことができる。

2 会長は、必要に応じて顧問を招集し、発言を求めることができる。

(タウンマネージャー)

第9条 協議会は、第3条に掲げる目的達成のため、又は協議会における活動を円滑に進めるため、まちづくりについて専門的知見を有するタウンマネージャーを配置する。

2 タウンマネージャーは、協議会の審議を経て、会長が任命する。

3 タウンマネージャーの任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(会議)

第10条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員(代理の委員を含む。)の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議の心得)

第11条 委員は、大津市中心市街地活性化に関して批評をするのではなく、具体的で建設的な協議を行わなければならない。

2 大津市中心市街地活性化に関する事業等への意見については、その実現を達成するために、その意見を尊重し、相互扶助の精神をもって協議を行わなければならない。

- 3 大津市中心市街地活性化に関する意見を述べる場合においては、委員は陳情や要求ではなく、自ら行動し実現することを基本として発言しなければならない。

(プロジェクト会議の設置)

第12条 協議会に、その目的の実現のためにプロジェクト会議を置くことができる。

- 2 プロジェクト会議の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重)

第13条 法第15条第10の規定に基づき、構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局（以下「事務局」という。）を置く。

- 2 事務局の運営に必要な事項は、大津商工会議所及び株式会社まちづくり大津が協力して処理する。

(会計)

第15条 協議会の運営は、補助金及びその他の収入をもってあてる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の設置に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成20年1月23日から施行する。
- 2 第9条第1項の規定にかかわらず、初めて開催される会議の招集は、協議会の設立準備に係る者が招集する。
- 3 第13条第2項の規定にかかわらず、協議会の設立の日（以下「設立日」という。）の属する会計年度は、設立日から設立日の属する年度の3月31日までとする。

附 則

- 1 この規約は、平成20年2月8日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成20年5月1日から施行する。

大津市中心市街地活性化協議会 プロジェクト会議設置規約

(設置の目的)

第1条 プロジェクト会議は、大津市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という）規約に基づき、協議会が協議するための事項及び大津市中心市街地活性化基本計画の基本的な方針に沿った事業等を検討するために設置される。

(設置の方法)

第2条 プロジェクト会議は、協議会の委員がプロジェクトリーダーとなることにより随時複数設置することができる。

(構成及び会議)

第3条 プロジェクト会議は、プロジェクトリーダーが、大津市中心市街地活性化に寄与すると判断した事業者、団体又は個人によって構成される。

- 2 プロジェクト会議は、プロジェクトリーダーの招集に応じて随時開催し、必要があるときは、構成員以外の出席を求めることができる。

(役割と責務)

第4条 プロジェクト会議は、その協議内容を協議会に報告しなければならない。

- 2 プロジェクト会議は、大津市中心市街地活性化基本計画の達成に向けて、基本的な方針に合致するとともに、具体的に寄与する事業について、その内容及び事業主体や体制、事業化の可能性等について検討し報告する。
- 3 プロジェクト会議が報告した内容については、プロジェクトリーダーがその責任を持つ。

(解散)

第5条 プロジェクト会議は、プロジェクトリーダー及び協議会の判断により解散することができる。

(事務局)

第6条 プロジェクト会議の事務は、協議会の事務局が担当する。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、プロジェクト会議の運営について必要な事項は、プロジェクトリーダーが別に定めることができる。

附 則

1. この規約は、平成20年2月8日から施行する。

表 19 大津市中心市街地活性化協議会の経過と今後のスケジュール（平成 22 年 3 月現在）

| | プロジェクト会議 | 協議会 |
|-------------|---|-------------|
| 平成20年 1月 | | 第1回 ● 1月23日 |
| 2月 | | 第2回 ● 2月8日 |
| 3月 | プロジェクト会議 立ち上げ及び 事業の具体化、 補助金事前協議等 | 第3回 ● 2月22日 |
| 4月 | ・4月18日 第2回エコセンタープロジェクト会議 | 第4回 ● 5月1日 |
| 5月 | ・5月12日 第1回おもてなし情報発信プロジェクト会議 ・5月14日 第3回エコセンタープロジェクト会議 ・5月20日 第2回おもてなし情報発信プロジェクト会議 | 第5回 ● 7月3日 |
| 6月 | ・6月4日 第1回地域ICカードプロジェクト会議 ・6月6日 第1回 町家利活用プロジェクト会議 ・6月25日 第3回おもてなし情報発信プロジェクト会議 ・6月27日 第2回町家利活用プロジェクト会議 | |
| 7月 | ・7月9日 第2回地域ICカードプロジェクト会議 | |
| 8月 | ・8月13日 第3回地域ICカードプロジェクト会議 | |
| 9月 | | |
| 10月 | 事業関係者での調整 や事業主体の確立 | 第6回 ● 10月3日 |
| 11月 | | |
| 12月 | ・11月27日 第3回町家利活用プロジェクト会議 ・12月2日 第4回おもてなし情報発信プロジェクト会議 | 第7回 ● 12月4日 |
| 平成21年 1月 | 事業の具体化及び 事業実施に向けた準備 補助金事前協議等 | |
| 2月 | | |
| 3月 | ・2月27日 第4回町家利活用プロジェクト会議 ・3月5日 第5回おもてなし情報発信プロジェクト会議 | 第8回 ● 3月10日 |

▽協議会設立
意見提出及び
市による原案修正

平成20年度事業
の確認

事業進捗状況
報告・確認

事業進捗状況
報告・確認
平成21年度事業確認

事業進捗状況
報告・確認
平成21年度
補助金事業協議

平成20年度事業
成果報告
平成21年度事業確認

| | プロジェクト会議 | 協議会 |
|-------------|---|---|
| 平成21年 4月 | | |
| 5月 | <ul style="list-style-type: none"> ・5月18日 第4回地域ICカードプロジェクト会議 ・5月26日 第6回おもてなし情報発信プロジェクト会議 ・5月28日 第5回町家利活用プロジェクト会議 | <p>平成21年度 事業・協議会予算確 認</p> <p>第9回●6月10日</p> |
| 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ・6月30日 第6回町家利活用プロジェクト会議 (町家打ち合わせ) | |
| 7月 | <ul style="list-style-type: none"> ・7月6日 第7回おもてなし情報発信プロジェクト会議 ・7月23日 第8回おもてなし情報発信プロジェクト会議 ・7月30日 第7回町家利活用プロジェクト会議 (登録文化財打ち合わせ) | <p>プロジェクト会議報告 平成21年度主要事業報告</p> <p>第10回●9月9日</p> |
| 8月 | <ul style="list-style-type: none"> ・8月11日 第5回地域ICカードプロジェクト会議 ・8月20日 第9回おもてなし情報発信プロジェクト会議 | |
| 9月 | <ul style="list-style-type: none"> ・9月5日 おもてなし情報発信プロジェクト会議 (有馬視察) | |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> ・10月7日 第8回町家利活用プロジェクト会議 (登録文化財打ち合わせ) ・10月28日 第9回町家利活用プロジェクト会議 (飛騨高山視察打ち合わせ) | <p>大規模小売店舗立地法 特例措置検討</p> <p>第11回●1月26日</p> |
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"> ・11月18-19日 第6回地域ICカードプロジェクト会議 (高松市・松山市視察) ・11月27日 町家利活用プロジェクト会議 (飛騨高山視察) | |
| 12月 | <ul style="list-style-type: none"> ・12月6日 第10回町家利活用プロジェクト会議 ・12月16日 第7回地域ICカードプロジェクト会議 | |
| 平成22年 1月 | <ul style="list-style-type: none"> ・1月22日 第11回町家利活用プロジェクト会議 | |
| 2月 | | <p>平成21年度事業報告 平成22年度事業確認</p> <p>第12回●3月24日</p> |
| 3月 | <ul style="list-style-type: none"> ・3月5日 第10回おもてなし情報発信プロジェクト会議 | |

| | プロジェクト会議 | 協議会 | |
|-------------|---|---|--|
| 平成22年 4月 | | | |
| 5月 | <ul style="list-style-type: none"> ・5月24日 第11回おもてなし創造発信プロジェクト会議 ・5月24日 第12回町家利活用プロジェクト会議(今年度進め方等) ・5月31日 第13回町家利活用プロジェクト会議(旧町名看板) | <p>拠点施設整備状況報告 プロジェクト会議事業確認</p> <p>第13回●7月7日</p> | |
| 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ・6月1日 第14回町家利活用プロジェクト会議(町家の紹介等) ・6月8日 第15回町家利活用プロジェクト会議(県庁周辺土地利用等) ・6月14日 第16回町家利活用プロジェクト会議(登録有形文化財調査) | | |
| 7月 | 7月2日 文化庁文化財調査官現場視察 | | |
| 8月 | ・8月24日 第17回町家利活用プロジェクト会議(旧町名看板) | | |
| 9月 | ・9月8日 第18回町家利活用プロジェクト会議(旧町名看板) | | |
| 10月 | | | |
| 11月 | | | |
| 12月 | ・12月6日 第19回町家利活用プロジェクト会議 (H22取り組み状況・マップ制作等) | | |
| 平成23年 1月 | <ul style="list-style-type: none"> ・1月12日 第20回町家利活用プロジェクト会議(マップ制作方針等) ・1月25日 第12回おもてなし創造発信プロジェクト会議 ・1月26日 第21回町家利活用プロジェクト会議(マップ案) | | <p>平成22年度事業報告 平成23年度事業確認</p> <p>第14回●3月25日</p> |
| 2月 | ・2月16日 第22回町家利活用プロジェクト会議(マップ案) | | |
| 3月 | <ul style="list-style-type: none"> ・3月1日 第13回おもてなし創造発信プロジェクト会議 ・3月3日 第23回町家利活用プロジェクト会議(マップ案) ・3月7日 第14回おもてなし創造発信プロジェクト会議 ・3月8、9日 町家利活用プロジェクト(鳥取市視察) | | |

表 20-1 大津市中心市街地活性化協議会の名簿（設立当時）

| 役職名 | 委員名 | 所属団体 | 根拠法令 |
|--------|-------|----------------------------------|------------|
| 会長 | 酒井 英夫 | 大津まちなか元気回復委員会 委員長 | 法第15条第4項関係 |
| 副会長 | 石川 順三 | (社)大津市商店街連盟 理事長 | 法第15条第4項関係 |
| 副会長 | 遠藤 糸子 | 大津商工会議所女性会 | 法第15条第4項関係 |
| 監事 | 寺田 智次 | 大津市 都市計画部長 | 法第15条第4項関係 |
| 監事 | 木村 浩一 | 京阪電気鉄道(株) 大津鉄道事業部長 | 法第15条第4項関係 |
| | 宮崎 君武 | 大津商工会議所 会頭 | 法第15条第1項関係 |
| | 三上 征次 | 大津商工会議所 専務理事 | 法第15条第4項関係 |
| | 山田 実 | (株)まちづくり大津 | 法第15条第1項関係 |
| | 磯村 満雄 | 大津まちなか元気回復委員会 副委員長 | 法第15条第4項関係 |
| | 上田 良三 | 大津まちなか元気回復委員会 社会教育会館利活用 検討部会長 | 法第15条第4項関係 |
| | 別所 昭和 | 大津まちなか元気回復委員会 企画部会長 | 法第15条第4項関係 |
| | 青山 菖子 | 大津の町家を考える会 会長 | 法第15条第4項関係 |
| | 村田 省三 | 大津市 産業観光部長 | 法第15条第4項関係 |
| | 中村 登 | 寺町通活性化委員会 代表 | 法第15条第4項関係 |
| | 渡辺 茂 | 大津駅西地区市街地再開発事業組合 理事長 | 法第15条第4項関係 |
| | 戸田 宏明 | 大津駅西地区まちづくり協議会会長 | 法第15条第4項関係 |
| | 町田 有司 | 株式会社大津パルコ店長 | 法第15条第4項関係 |
| | 八森 茂樹 | (社)大津市商店街連盟 専務理事 | 法第15条第4項関係 |
| | 柴山 直子 | 大津百町の再生研究会 | 法第15条第4項関係 |
| | 勝部 伊織 | 大津商工会議所中心市街地活性化専門部会 | 法第15条第4項関係 |
| | 中井 保 | 琵琶湖汽船(株) 取締役社長 | 法第15条第4項関係 |
| | 福井美知子 | 石坂線21駅の顔作りグループ代表 | 法第15条第4項関係 |
| | 白井 勝好 | NPO法人 大津祭曳山連盟 理事長 | 法第15条第4項関係 |
| | 林 賢治 | 大津の京阪電車を愛する会 会長 | 法第15条第4項関係 |
| | 井上 建夫 | びわ湖ホール副理事長 | 法第15条第4項関係 |
| | 高田 昇 | 立命館大学政策科学部教授 | 法第15条第4項関係 |
| オブザーバー | 沢井 進一 | 滋賀県 商工労働部長 | |
| オブザーバー | 鈴木 省一 | (財)民間都市開発推進機構 | |
| オブザーバー | 古川荘太郎 | 独立行政法人中小企業基盤整備機構 | |
| オブザーバー | 森脇 和弘 | 独立行政法人都市再生機構 | |

表 20-2 大津市中心市街地活性化協議会の名簿（平成 22 年 3 月現在）

| 役職名 | 委員名 | 所属団体 | 根拠法令 |
|--------|--------|-----------------------------|-------------------|
| 会長 | 酒井 英夫 | 大津まちなか元気回復委員会 委員長 | 法第15条第4項関係 |
| 副会長 | 石川 順三 | 大津市商店街連盟 理事長 | 法第15条第4項関係（商業者） |
| 副会長 | 遠藤 糸子 | 大津商工会議所 女性部会 | 法第15条第4項関係（商業者） |
| 監事 | 寺田 智次 | 大津市 都市計画部長 | 法第15条第4項関係 |
| 監事 | 木村 浩一 | 京阪電気鉄道(株) 大津鉄道事業部長 | 法第15条第4項関係（交通事業者） |
| 委員 | 宮崎 君武 | 大津商工会議所 会頭 | 法第15条第1項関係（商工会議所） |
| 〃 | 三上 征次 | 大津商工会議所 専務理事 | 法第15条第4項関係（商工会議所） |
| 〃 | 山田 実 | (株)まちづくり大津 取締役 | 法第15条第1項関係 |
| 〃 | 磯村 満雄 | 大津まちなか元気回復委員会 副委員長 | 法第15条第4項関係 |
| 〃 | 上田 良三 | 大津まちなか元気回復委員会 社会教育会館活用検討部会長 | 法第15条第4項関係 |
| 〃 | 別所 昭和 | 大津まちなか元気回復委員会 企画部会長 | 法第15条第4項関係 |
| 〃 | 林 賢治 | 大津まちなか元気回復委員会 | 法第15条第4項関係 |
| 〃 | 村田 省三 | 大津市 産業観光部長 | 法第15条第4項関係 |
| 〃 | 北嶋 尊臣 | 寺町通活性化委員会 代表 | 法第15条第4項関係（地域代表者） |
| 〃 | 渡辺 茂 | 大津駅西地区市街地再開発事業組合 理事長 | 法第15条第4項関係（地域代表者） |
| 〃 | 戸田 宏明 | 大津駅西地区まちづくり協議会 会長 | 法第15条第4項関係（地域代表者） |
| 〃 | 山口 晃司 | (株)パルコ 大津店 店長 | 法第15条第4項関係（商業者） |
| 〃 | 八森 茂樹 | 大津市商店街連盟 専務理事 | 法第15条第4項関係（商業者） |
| 〃 | 柴山 直子 | 大津百町の町家再生研究会 | 法第15条第4項関係 |
| 〃 | 勝部 伊織 | 大津商工会議所中心市街地活性化専門部会 | 法第15条第4項関係 |
| 〃 | 中井 保 | 琵琶湖汽船(株) 取締役社長 | 法第15条第4項関係（交通事業者） |
| 〃 | 福井 美知子 | 石坂線21駅の顔作りグループ 代表 | 法第15条第4項関係 |
| 〃 | 白井 勝好 | NPO法人 大津祭曳山連盟 理事長 | 法第15条第4項関係（観光） |
| 〃 | 井上 建夫 | (財)びわ湖ホール理事長 | 法第15条第4項関係 |
| 〃 | 高田 昇 | 立命館大学 政策科学部 教授 | 法第15条第4項関係 |
| 〃 | 山本 進一 | 大津まちなか食と灯りの祭り実行委員会委員長 | |
| 〃 | 松崎 悦子 | 浜大津サウンドピクニック実行委員会 | |
| オブザーバー | 笠松 拓史 | 滋賀県 商工観光労働部長 | |
| オブザーバー | 佐野 恭司 | (財) 民間都市開発推進機構 | |
| オブザーバー | 山本敬二 | 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 | |
| オブザーバー | 西斗志夫 | 独立行政法人 都市再生機構 | |
| オブザーバー | 奥村 憲治 | (株)まちづくり大津 監査役 | |

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整等

1) 大津商工会議所中心市街地活性化協議会による検討

民間の主体が中心となって、中心市街地活性化に向けた方策を検討し市へ提言するための検討の場として、法定の中心市街地活性化協議会の設立に先立って、大津商工会議所内に「大津商工会議所中心市街地活性化協議会」を平成 18 年 12 月に設置した（事務局・大津商工会議所）。計 5 回の検討結果を「大津市中心市街地活性化基本計画に対する提言書～大津市活性化フェニックスプラン」として取りまとめ、平成 19 年 3 月 27 日の商工会議所通常総会の議を経て、市に提出した。この内容については市で策定する基本計画へ反映させた。

表 21 大津商工会議所中心市街地活性化協議会の経過

| 回数 | 日時 | 議事内容 |
|-------|----------------------|--|
| 第 1 回 | 平成 18 年 12 月 8 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・当協議会の設置目的について ・当協議会の運営体制について ・当協議会の運営方法並びにスケジュールについて ・大津市の基本計画策定プロセスについて ・大津市における中心市街地活性化の意義と課題について |
| 第 2 回 | 平成 18 年 12 月 25 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・大津市中心市街地活性化基本計画に対する提言書（案）について |
| 第 3 回 | 平成 19 年 1 月 25 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・委員提案等を踏まえた活性化コンセプト並びに重点事業について ・中心市街地活性化基本計画策定に関する大津市の動向について ・中心市街地活性化に関する商店街の考え方について |
| 第 4 回 | 平成 19 年 2 月 6 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・最終提言書（案）の作成に向けた討議について ・中心市街地活性化基本計画策定に関する大津市の進捗状況及び当協議会の提言についての意見について |
| 第 5 回 | 平成 19 年 2 月 23 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・大津市中心市街地活性化基本計画に対する提言書（案）について ・大津商工会議所の今後の取り組み方針について |

表 22 大津商工会議所中心市街地活性化協議会名簿

(役職は同時)

| 区 分 | 氏 名 | 所 属 |
|-------------|--------|-----------------------------|
| 大津商工会議所 | 山田 実 | 副会頭 (株)滋賀銀行 常務取締役 |
| | 中井 保 | 地域振興委員会 琵琶湖汽船(株) 取締役社長 |
| | 遠藤 糸子 | 同 (株)三井寺力餅本家 代表取締役 (女性会) |
| | 北村 良一 | 同 (株)パルコ大津店 店長 |
| | 勝部 伊織 | 同 (株)エービー企画 取締役(青年部) |
| | 三上 征次 | 専務理事 |
| 大津市商店街連盟 | 竹内 基二 | 理事長 |
| 中心市街地商業者 | 山田 浩二 | 丸屋町商店街振興組合 理事長 |
| | 和田 泰始 | でんや 代表 |
| 市民活動団体 | 福井 美知子 | 町のオアシス 代表 |
| 公共交通機関 | 西田 寛 | 京阪電気鉄道(株) 常務取締役 |
| 都市開発・建築 | 谷 祐治 | 谷祐治まちなみデザイン研究所 代表 |
| 大学関係 | 竺 文彦 | 龍谷大学理工学部 教授 |
| 都市計画コンサルタント | 森川 稔 | アーバンスタディ研究所 代表取締役 |

(オブザーバー)

| 区 分 | 氏 名 | 所 属 |
|-----|-------|------------|
| 大津市 | 堀出 正治 | 都市再生室 参事 |
| | 永阪 哲 | 産業政策課 主幹 |
| | 井上 英男 | 観光振興課 課長補佐 |

2) 大津商工会議所中心市街地活性化基本計画専門部会

法定の活性化協議会へは、第三セクターのまちづくり会社の参加が必須であることから、法定協議会の準備会的な位置付けとして、大津商工会議所内にTMO基金を活用して「大津商工会議所中心市街地活性化基本計画専門部会」を発足した。平成18年度に実施された大津市中心市街地活性化基本計画策定委員会及び大津商工会議所における大津活性化フェニックスプランで出されたアイデアのうち、実施が可能な事業について議論を深め、最終的な民間事業の枠組みを確立した。

表 23 大津商工会議所中心市街地活性化基本計画専門部会の経過

| 回数 | 日時 | 議事内容 |
|-----------|-----------------|---|
| 第1回 | 平成19年 8月29日 | <ul style="list-style-type: none"> ①まちづくり三法の改正内容について ②これまでの経過と今後の進め方について ③専門部会の内容及び目的について ④部会別ワークショップ（活性化事業についての意見交換） |
| 第2回 | 平成19年 9月27日 | <ul style="list-style-type: none"> ①中心市街地活性化基本計画について <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化法の改正のポイント ・中心市街地活性化基本計画の概要 ・中心市街地活性化基本計画の認定基準 ②中心市街地活性化協議会について <ul style="list-style-type: none"> ・大津市中心市街地化協議会の設置について ・組織の概要、役割、構成員、取り組み体制 ③部会別ワークショップ （提案事業に関する事業主体及び事業時期など） |
| 第3回 | 平成19年 10月30日 | <ul style="list-style-type: none"> ①中心市街地活性化基本計画素案について ②中心市街地活性化における重点事業（案）について ③部会別ワークショップ （基本計画素案及び重点事業について検討） ④専門部会を踏まえた今後の進め方について （大津市中心市街地活性化協議会、まちづくり会社、 スケジュールなど） |
| 全体 報告会 | 平成19年 11月19日 | <ul style="list-style-type: none"> ①専門部会の経過 ②中心市街地活性化基本計画素案 ③主な事業の紹介 ④今後の進め方（中心市街地活性化協議会・まちづくり会社設立） |

表 24 大津市中心市街地活性化基本計画 専門部会名簿

| | | |
|-------------------------|---------------|--------|
| 観光集客推進部会 | | |
| 釜茂産業株式会社 | 専務取締役 | 奥村 憲治 |
| 株式会社協同印刷 | 代表取締役 | 益本 悦生 |
| 琵琶湖ホテル株式会社 | 営業部支配人 | 本郷 賢一 |
| 近江観光株式会社(大津プリンスホテル) | 宴会営業部長 | 甲斐田 進 |
| 株式会社JTB西日本大津支店 | 支店長 | 須賀 幸夫 |
| 琵琶湖汽船株式会社 | 取締役 | 川戸 良幸 |
| 社団法人びわ湖大津観光協会 | 事務局次長 | 田中 眞一 |
| 大津市産業観光部観光振興課 | 課長 | 野口 亨 |
| 大津市環境部環境保全課 | 課長 | 高木 治美 |
| 大津市政策調整部情報システム課 | 主事 | 仁志出 彰子 |
| 公共交通活用推進部会 | | |
| 京阪電気鉄道株式会社 | 大津鉄道事業部長 | 木村 浩一 |
| 株式会社JTB西日本大津支店 | 支店長 | 須賀 幸夫 |
| 株式会社三井寺力餅本家 | 代表取締役会長 | 遠藤 糸子 |
| 西日本旅客鉄道株式会社 | 大津駅首席助役 | 山内 公男 |
| 株式会社富士通総研 | マネジメントコンサルタント | 高橋 誠司 |
| 富士通株式会社滋賀支店 | 市町村グループ担当課長 | 舩田 元彦 |
| 富士通株式会社 | ビジネス企画部主任 | 森田 紀子 |
| 社団法人びわ湖大津観光協会 | 事務局長 | 沖野 行英 |
| 社団法人滋賀県バス協会 | 専務理事 | 樋口 俊助 |
| 滋賀県タクシー協会 | 専務理事 | 加茂 学 |
| NPO法人HCCグループ | 理事長 | 末富 孝也 |
| 京阪電車を愛する会 | 事務局長 | 粟津 征二郎 |
| 大津市建設部交通・建設監理課 | 主査 | 高木 悟 |
| 大津市産業観光部観光振興課 | 課長 | 野口 亨 |
| 商業活性化推進部会 | | |
| 有限会社丸二果実店 | | 寺田 武彦 |
| 有限会社光風堂菓舗 | 代表取締役 | 小南 利光 |
| 千石 鮎 | 代表 | 八森 茂樹 |
| でんや | 代表 | 和田 泰始 |
| 株式会社エービー企画 | 取締役 | 勝部 伊織 |
| 株式会社比叡ゆば本舗ゆば八 | 代表取締役 | 八木 幸子 |
| 株式会社パルコ大津店 | 店長 | 町田 有司 |
| NPO法人大津曳山連盟 | 事務局長 | 稲岡 隆司 |
| 大津の町家を考える会 | 代表 | 青山 菖子 |
| 大津市産業観光部産業政策課 | 課長 | 三宅 孝 |
| 大津市都市計画部都市景観課 | 課長 | 西本 和正 |
| まちなか居住推進部会 | | |
| 独立行政法人都市再生機構西日本支社 | 都市再生企画部 | 森脇 和弘 |
| 社団法人滋賀県建築士会大津支部 | 会長 | 山本 勝義 |
| 社団法人滋賀県宅地建物取引業協会大津・高島支部 | 専務理事 | 服部 起久央 |
| 大津商工会議所 | 建設部会 | 清水 晟 |
| 中央学区自治連合会 | 会長 | 酒井 英夫 |
| 大津市都市計画部市街地整備課 | 参事 | 西村 浩 |
| 大津市都市計画部住宅課 | 副参事 | 小谷 徳行 |

3) 勉強会等の開催

地元の商店主や事業者を対象として、今回の法改正の趣旨や大津市における基本計画の策定に向けた取り組み内容を紹介する勉強会を開催し、計画内容の周知と民間事業の掘り起こしに向けた検討を行ってきた。

○第1回勉強会「大津市の活性化に向けて」（平成19年3月9日開催）

場所：丸屋町商店街事務所

対象：ナカマチ商店街（長等商店街、菱屋商店街、丸屋商店街）

講師：高田 昇（立命館大学教授）

参加者：15名

参加者へのアンケート結果

Q1 まちづくり三法の説明はお分かりいただけましたか。



Q2 提案されている事業イメージのうち、どのようなことに重点的に取り組むのが良いとお考えですか。（複数回答）



○第2回勉強会「大津市中心市街地まちづくりセミナー『大津市中心市街地の活性化に向けて』」（平成19年3月15日開催）

場所：明日都浜大津5階中会議室

対象：商店街店主等

講師：高田 昇（立命館大学教授）

森川 稔（㈱アーバンスタディ研究所 代表取締役）

内容：「改正まちづくり三法の内容と活用」について

「大津市中心市街地活性化基本計画に対する提言書」の内容について

参加者：30名

参加者へのアンケート結果

Q1 まちづくり三法の説明はお分かりいただけましたか。



Q2 提案されている事業イメージのうち、どのようなことに重点的に取り組むのが良いとお考えですか。(複数回答)



○第3回勉強会「浜大津商店街勉強会『大津市中心市街地まちづくりセミナー』」(平成19年6月15日開催)

場所：明日都浜大津1階中会議室

対象：浜大津商店街商店主等

講師：高田 昇（立命館大学教授）

内容：「改正まちづくり三法の内容と活用」について

「大津市中心市街地活性化基本計画に対する提言書」の内容について

参加者：20名

○第4回勉強会「『大津まちなか再生』を語り合おう」(平成19年9月29日開催)

場所：大津市市民活動センター会議室

対象：一般市民

講師：高田 昇（立命館大学教授）

内容：大津市中心市街地活性化計画について

「明日都周辺美術館」まちづくり事業について

参加者：30名

4) (株)まちづくり大津について

●会社概要

□名 称 株式会社まちづくり大津

□所 在 地 滋賀県大津市

□資 本 金 4, 8 0 0 万円

□設立年月日 平成20年1月31日

□発 起 人(8名 : 以下の団体・企業より発起人を選出)

| | |
|----------------------|-------|
| 大津商工会議所 会頭 | 宮崎 君武 |
| 大津市 副市長 | 佐藤 賢 |
| 株式会社滋賀銀行 専務取締役 | 山田 実 |
| 特定非営利活動法人浜大津観光協会 理事長 | 中井 保 |
| 特定非営利活動法人大津倶楽部 理事長 | 山本 進一 |
| 中心市街地活性化研究会 代表 | 奥村 憲治 |
| 株式会社三井寺力餅本家 代表取締役会長 | 遠藤 糸子 |
| 社団法人大津市商店街連盟 理事長 | 石川 順三 |

□出資者構成と出資比率

| 出 資 者 | 出資額(万円) | 株数 | 出資割合 |
|---|----------|-------|-----------|
| 地元企業 金融機関 商店街関係 各種団体関係 一般市民 等 | 3, 3 0 0 | 6 6 0 | 6 8 . 8 % |
| 大 津 市 | 1, 0 0 0 | 2 0 0 | 2 0 . 8 % |
| 大津商工会議所 | 5 0 0 | 1 0 0 | 1 0 . 4 % |

● 設立の経過

- ・平成 19 年 11 月 19 日 まちづくり会社設立準備会開催
- ・平成 19 年 11 月 30 日 ㈱まちづくり大津発起人会
- ・平成 19 年 12 月 13 日 ㈱まちづくり大津設立説明会
株式申込開始
- ・平成 19 年 1 月 8 日 出資金払込開始
- ・平成 20 年 1 月 23 日 創立総会（大津市中心市街地活性化協議会同時設立）

みんなでつくるまちづくり会社
株式会社まちづくり大津
設立にご参加下さい(出資のお願い)

2008.1
1/23

まちに元気を取り戻したい！
中心市街地活性化へ

設立の目的
まちに元気を取り戻したい！
大津市と大津商工会議所では、協働して中心市街地の活性化を推進するため、平成18年8月に施行された新しい中心市街地の活性化に関する法律に基づき、中心市街地のありさまを客観的に評価し、必要な活性化事業を定める「大津市中心市街地活性化基本計画」の策定を進めています。
中心市街地の活性化事業は、まちに元気を取り戻すため、公益性という観点から波及効果の高い事業展開とあわせ、民間のノウハウや事業能力を発揮することが求められています。そこで、公共と民間両面の機能を併せ持つ組織、活性化とまちづくりの推進役、また、そのための最も有効な手段として、株式会社まちづくり大津を設立します。

役割と事業
まちの活性化をプロデュース！
まちに元気を取り戻すため、公民団体でも、単独の民間企業やNPO団体でもできない、新しいプロジェクト(活性化事業)を推進する組織です。民間事業者や団体を支援しつつ、独立採算で経営していくための収益事業を行います。

まちと活性化事業の
企画・調整・支援 + 独立採算・活性化のための
事業実施

主な事業展開(初期)

| | |
|--------------------------|----------------|
| イベント・ワークショップによる まちづくり | 社会教育会館活用事業 |
| ソフトバンクの 活性化事業実施 | 心ざきイノベーション整備事業 |
| 地域のコーディネート まちづくり支援 | 商業等活用買受事業 |
| | イベント等委託運営事業 |
| | 水産資源振興しようかんぽ事業 |
| | まちづくり支援事業 |

会社概要(予定)

| | |
|------|--|
| 社名 | 株式会社まちづくり大津 |
| 事務所 | 大津市 |
| 資本金 | 3,000万円 |
| 設立年月 | 平成20年1月23日 |
| 設立趣旨 | ・大津市 ・大津商工会議所 ・地元企業、金融機関、商店街、 市民団体等 |

みんなの出資で設立します！

| | | |
|------|--------|-------|
| 市民団体 | 市民(個人) | 大津ファン |
| 地元企業 | 金融機関 | 商店街 |

株式会社まちづくり大津 目標3,000万円

大津市 大津商工会議所

設立の背景
まちづくり三法の改正
大津市中心市街地活性化協議会

改正された「まちづくり三法(2006年)」では、「まちづくり会社」と商工会議所等によって立ち上げられ、多様な主体が参加する「中心市街地活性化協議会」を設立し、みんなで力を挙げて活性化に取り組むことが求められています。その協議会の中心となり、また事務局を担うための組織として、「株式会社まちづくり大津」の設立が不可欠となりました。

設立の流れ
2008年1月の設立をめざしています
昨年1月の設立をめざし、12月13日に会社設立説明会を開催します。その後、出資を申し込みたい方、銀行を通じて出資金の払込をお願いします。出資金払込の期限は昨年1月23日です。その後1月23日に創立総会を行い、会社を結成する取締役等を決め、1月31日に登記完了予定です。

2007.12.13 会社設立説明会
2008.1.8 株式申込受付開始
2008.1.15 出資金払込開始
2008.1.21 株式申込受付終了
2008.1.23 出資金払込完了
2008.1.31 創立総会
2009.1.31 登記完了(予定)

出資について
1株50,000円。たくさんのご出資、よろしくお願ひします！

発起人

| | | | |
|---------------------|------|-----------|---------|
| 大津商工会議所-会頭 | 宮崎武志 | 発行する株式の種類 | 普通株式 |
| 大津市-副市長 | 佐藤 賢 | 発行する株式の総数 | 600株 |
| 株式会社滋賀銀行-専務取締役 | 山田 英 | 株式1株の価額 | 5万円 |
| 特定非営利活動法人大津観光協会-理事長 | 中野 保 | 株式の発行価額 | 3,000万円 |
| 特定非営利活動法人大津倶楽部-理事長 | 山本浩一 | | |
| 中心市街地活性化研究会-代表 | 美村憲治 | | |
| 株式会社三井寺方製本家-代表取締役会長 | 藤原浩子 | | |
| 社団法人大津市商店街連盟-理事長 | 石川誠三 | | |

設立に際して発行する株式(予定)

お問合わせ及び連絡先
株式会社まちづくり大津設立発起人会
事務局 大津商工会議所 TEL.077-511-1501
事務局 大津市都市再生課 TEL.077-528-2501

株式仮申込 以下に記入の上FAX(077-526-0795)にてお申込下さい。

| | | |
|-----------|---------------------|-------|
| 仮申込日 | お名前(法人の場合は会社名と代表者名) | 予定申込金 |
| 200 年 月 日 | | 金 万円 |
| | ご住所・電話番号 | |

図 47 出資呼びかけのチラシ

5) 中心市街地で実施されている活性化関連ソフト事業

中心市街地においては、活性化及びまちなか観光・琵琶湖観光を促進するため、さまざまな団体・市民が参加する活性化イベントを実施している。以下にその主な事業と、平成19年度に実施してきた事業の一覧を示す。

①「桜みながら亭」

桜の名所として知られる琵琶湖疏水周辺において、花見に訪れた方に休憩していただく場所と地元の名菓を提供しておもてなしすることにより、中心市街地へのリピーターの増加を図る事業。

②「大津まちなか大学商店街学部附属小学校」

夏休みに、ナカマチ商店街において、子供たちが地域の商店街の人々と共に、自ら仕入れ、値付けをし、空き店舗を活用した臨時の店舗を開設することにより、子どもたちによる商業体験を通じて、市民の目と地域の目を商店街に向け、商店街と地域の活性化を図る事業。

③「浜大津花火屋台村」

琵琶湖大花火大会の開催日に、明日都浜大津において、地域の商店街が花火大会に訪れた人々をおもてなしするため、臨時の屋台村を開店することにより、明日都浜大津及び浜大津地区のPRを図る事業。

④「大津まちなか食と灯りの祭」

江戸時代から続く大津祭などが行われる秋の観光シーズンに、大津のまちなかを会場とし、まちなかに生きづく食の文化や灯りをテーマに、商店街や公共施設などまちなか全体を会場とした市民参加イベントを開催し、大津市の中心市街地活性化を図るとともに、期間中に大津を訪れる観光客を温かくおもてなしをする事業。

⑤「大津百町市」

定期的に中心市街地に残る町家を活用した臨時の店舗を出店することにより、町家の魅力を情報発信すると共に、事業者に対し町家への出店を促す事業。

⑥「春待ち灯り」

冬の観光客が落ち込む時期に、社会教育会館を中心とする浜大津地区一帯において、地域の団体・企業が一体となり、灯りを中心とする観光イベントを実施することによって、冬場の中心市街地の集客を図ると共に、中心市街地が持つ魅力を広く社会に向けて発信する事業。

表 25 平成 19 年度に中心市街地で実施された活性化関連ソフト事業 (平成 19 年 11 月 30 日現在)

| 日時 | 事業名 | 実施場所 | 主催・後援・協力の別 | 来場者(人) | 備考 |
|------------|--------------------------|-------------|------------|----------------|------------------------------------|
| 4/1~2 | 「桜みながら亭」 | 疏水沿い | 主催(事務局として) | 200 | 元気回復委員会主催 |
| 4/8 | 「花灯り」 | 天孫神社 | 協力 | 300 | 六楽会主催 |
| 4/22 | 「浜大津こだわり朝市」 | 浜大津スカイクロス | 共催 | 700 | HCCグループ主催 |
| 4/29 | 「はまおまつフェスタ～春～」 | 明日都浜大津 | 主催(事務局として) | 12,263 | 浜大津フェスタ実行委員会主催 |
| 5/20 | 「はまおまつフリマ」 | 明日都浜大津 | 協力 | 100 | おまつまちづくりファクトリー主催 |
| 5/20 | 「浜大津こだわり朝市」 | 浜大津スカイクロス | 共催 | 700 | HCCグループ主催 |
| 5/26~12/1 | 「大津まちなか大学大津祭学部」※期間中11回実施 | 曳山展示館ほか | 主催 | - | (協力)大津祭曳山連盟 |
| 6/17 | 「はまおまつフリマ」 | 明日都浜大津 | 協力 | 100 | おまつまちづくりファクトリー主催 |
| 6/17 | 「浜大津こだわり朝市」 | 浜大津スカイクロス | 共催 | 700 | HCCグループ主催 |
| 6/24~3/20 | 「あすとキッチンキッズ」※期間中9回実施 | 明日都浜大津 | 主催(事務局として) | 180 | 浜大津フェスタ実行委員会主催 (協力)滋賀県司厨士協会 |
| 7/1 | 「建築士会の日」 | 明日都浜大津 | 協力 | 500 | 滋賀県建築士会大津支部主催 |
| 7/15 | 「はまおまつフリマ」 | 明日都浜大津 | 協力 | 100 | おまつまちづくりファクトリー主催 |
| 7/15 | 「浜大津こだわり朝市」 | 浜大津スカイクロス | 共催 | 700 | HCCグループ主催 |
| 7/28 | 「はまおまつフェスタ～夏～」 | 明日都浜大津 | 主催(事務局として) | 3,730 | 浜大津フェスタ実行委員会主催 |
| 8/1 | 「びわ湖大津夏まつり」 | 大津港 | 共催 | 20,000 | びわ湖夏まつり実行委員会 |
| 8/1 | 「水道・ガス・下水道フェスタ」 | 明日都浜大津 | 協力 | 3,000 | 水道・ガス・下水道フェスタ実行委員会主催 |
| 8/2・10 | 「大津まちなか大学商店街学部附属小学校」 | ナカマチ商店街 | 主催 | - | (協力)丸二青果店・八百与 |
| 8/3~5 | 浜大津サマーフェスタ | 大津港 | 後援 | 28,000 | 浜大津水辺夏まつり実行委員会 |
| 8/8 | 「浜大津花火屋台村」 | 明日都浜大津 | 協力 | 1,500 | 浜大津商店街振興組合 |
| 8/8 | 「びわ湖花火大会」 | 琵琶湖 | 実行委員として | 300,000 | びわ湖大花火大会実行委員会 |
| 8/19 | 「はまおまつフリマ」 | 明日都浜大津 | 協力 | 100 | おまつまちづくりファクトリー主催 |
| 8/19 | 「浜大津こだわり朝市」 | 浜大津スカイクロス | 共催 | 700 | HCCグループ主催 |
| 8/25 | 「紙芝居フェスタ」 | 明日都浜大津 | 協力 | 1,000 | 湖人の会主催 |
| 9/14 | 「イルミネーション点灯式」 | 大津駅前広場 | 主催(事務局として) | 300 | 大津まちなか食と灯りの祭実行委員会主催 |
| 9/14~12/31 | 「ようこそイルミネーションロード・灯りの果実」 | 30m道路ほか | 主催(事務局として) | - | 大津まちなか食と灯りの祭実行委員会主催 |
| 9/14~11/13 | 「灯りの匠展」 | 曳山展示館 | 主催(事務局として) | 5,000 | 大津まちなか食と灯りの祭実行委員会主催 |
| 9/14~11/13 | 「エコあんどん」 | 社会教育会館 | 共催(事務局として) | 5,000 | 大津倶楽部主催 |
| 9/14~11/13 | 「灯りの絵画」 | 大津駅前広場 | 共催(事務局として) | 10,000 | 大津倶楽部主催 |
| 9/14~11/13 | 「灯りの夜見世」 | 大津駅前広場 | 主催(事務局として) | 10,000 | 大津まちなか食と灯りの祭実行委員会主催 |
| 9/15 | 「月見宴」 | なぎさ公園お祭広場 | 共催(事務局として) | 2,000 | 大津中央ロータリークラブ主催 |
| 9/16 | 「浜大津こだわり朝市」 | 浜大津スカイクロス | 共催 | 700 | HCCグループ主催 |
| 10/1~10/5 | 「大津祭灯り」 | 丸屋町商店街 | 共催(事務局として) | 4,000 | 大津祭曳山連盟主催 |
| 10/4~10/6 | 「灯りの作品展」 | ギャラリーYUKIほか | 主催(事務局として) | 1,200 | 大津まちなか食と灯りの祭実行委員会主催 |
| 10/4~10/6 | 「灯りウォーク」 | まちなか各所 | 主催(事務局として) | 1,200 | 大津まちなか食と灯りの祭実行委員会主催 |
| 10/4~10/6 | 「おもてなしあんどん」 | ナカマチ商店街 | 共催(事務局として) | 1,200 | ナす美の会 |
| 10/5 | 「宵々山フェスティバル」 | 曳山展示館 | 協力 | 3,000 | 大津祭曳山連盟主催 |
| 10/6~10/7 | 大津祭 | 大津百町内 | 支援 | 145,000 | 天孫神社祭事 |
| 10/7 | 大津百町市 | 天孫神社付近 | 主催 | 1,000 | 大津祭曳山連盟協力 |
| 10/14 | 「楽食長卓宴・子どものレストラン」 | 明日都浜大津 | 主催(事務局として) | 3,000 | (協力)滋賀県司厨士協会 |
| 10/19 | 「おつまみ選手権」 | 明日都浜大津 | 主催(事務局として) | 500 | (協力)滋賀リビング新聞社 |
| 10/21 | 「はまおまつフリマ」 | 明日都浜大津 | 協力 | 100 | おまつまちづくりファクトリー主催 |
| 10/21 | 「浜大津こだわり朝市」 | 浜大津スカイクロス | 共催 | 700 | HCCグループ主催 |
| 10/26~28 | 「食の文化祭」 | 社会教育会館ほか | 主催(事務局として) | 2,200 | (協力)オカモト水産・松島服飾専門学校・大津倶楽部・おやじのたまり場 |
| 10/27 | 「はまおまつフェスタ～秋～」 | 明日都浜大津 | 主催(事務局として) | 3,590 | 浜大津フェスタ実行委員会主催 |
| 11/3 | 「スイーツ選手権」 | 明日都浜大津 | 主催(事務局として) | 300 | (協力)滋賀リビング新聞社 |
| 11/9 | 「おーさか流イベント～海づくり大会前夜祭～」 | 大津駅前広場 | 共催(事務局として) | 500 | 逢坂学区自治連合会主催 |
| 11/10 | 「食ウォーク」 | まちなかの商店街 | 主催(事務局として) | 200 | 大津まちなか食と灯りの祭実行委員会主催 |
| 11/10・11 | 「水のない水族館」 | 浜大津スカイクロス | 協力 | 5,000 | 大津中央ロータリークラブ主催 |
| 11/10・11 | 「はまおまつフェスタ～秋～」 | 明日都浜大津 | 主催(事務局として) | 6,943 | 浜大津フェスタ実行委員会主催 |
| 11/10・11 | 「ガス展2007」 | 明日都浜大津 | 協力 | 9,000 | 大津市企業局主催 |
| 11/17 | 「町家まちなか博覧会」 | 大津百町館 | 後援 | 200 | 大津の町家を考える会主催 |
| 11/18 | 「はまおまつフリマ」 | 明日都浜大津 | 協力 | 100 | おまつまちづくりファクトリー主催 |
| 11/18 | 「浜大津こだわり朝市」 | 浜大津スカイクロス | 共催 | 700 | HCCグループ主催 |
| 計 | | 49事業 | | 596,406 | |

6) 中心市街地で実施されている商業活性化事業

①中心商業地にぎわい事業（平成 18 年度～）

中心市街地の商店街において、親しみのある文化的な商業環境を創り出すために実施する地域特性豊かな催事などの事業に必要な経費に対し補助を行うことにより、商店街を振興すると共に中心市街地に賑わいをもたらす。

表 26 中心商業地にぎわい事業

| 実施年度 | 事業名 | 商店街名 |
|------|----------------|-------------|
| H18 | えびす講・春待ち灯り連携事業 | 大津市街地活性化研究会 |
| | 季節のにぎわいイベント | 菱屋町商店街 |
| | ぶらり曳山事業 | 丸屋町商店街 |

②商店街活き活き対策事業（平成 12 年度～）

商店街団体等が地域の特性や消費者の消費行動の多様化に対応するために実施する自主的かつ意欲的な事業に必要な経費に対し補助を行うことにより、商店街を振興すると共に地域の活性化を図る。

表 27 中心市街地における商店街活き活き対策事業

| 実施年度 | 事業名 | 商店街名 |
|------|----------------------|-------------------|
| H12 | ホームページ開設 | 大津駅前商店街 |
| H13 | 商店街情報誌作成 | 浜大津商店街 中央銀座商店街 |
| | ホームページ開設 | 丸屋町商店街 |
| H14 | ホームページ開設 | 浜大津商店街 |
| | 商店街連携事業（えびす講大売出し） | 中央銀座商店街 |
| | 消費者交流サマーフェスタ開催 | 平野商店街 |
| H16 | 浜大津商店街振興計画策定 | 浜大津商店街 |
| | 大津駅前活性化総合事業 | 大津駅前商店街 |
| | 中央銀座地域通貨流通実験事業 | 中央銀座商店街 |
| | 市民団体との連携による街の活性化推進事業 | ナカマチ商店街 |
| H17 | えびす講・春待ち灯り連携事業 | 大津市中心市街地活性化研究会 |
| | 平野商店街PR作戦 | 平野商店街 |
| H18 | 子ども商店街体験マップ作成 | 浜大津商店街 |
| | 団体の世代を狙ったにぎわい事業 | ナカマチ商店街 |